

令和8年度沼津市地域交流事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

国の推計では、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少し、経済成長が鈍ることが懸念されている。コロナウイルス感染下においてデジタル・オンラインの活用が進み、時間と場所に囚われない働き方が選択肢に加わったが、総務省の人口移動報告では、東京圏への転入超過幅が拡大しており、再び東京圏への一極集中の傾向が強まっている。

これにより、地方の労働力不足がますます深刻化すると懸念される一方で、本市においても、有効求人倍率は、新型コロナ感染拡大前の水準へ回復傾向にあり、本市産業を持続していくためには、市内企業と求職者の就職マッチング機会の創出が求められている。

このような中、学生の就職活動や情報収集の手段は、インターネットの活用が中心となっていることから、学生が求める職場の雰囲気や社風、社員の生の声等を直接企業から得る機会や、市内企業においては、学生に対して自社の魅力をPRする機会等の学生と企業が交流する機会の創出が必要である。

このため、本市の労働者雇用の需要がある企業と学生との交流の機会を設けることで、学生に市内企業への理解向上及び就職意欲の向上を図ることを目的とする。

2 事業実施期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

学生と企業の交流会の企画運営

4 業務の内容

次に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) 学生と企業の交流会の企画運営

学生と企業の交流会を開催する。学生と企業との接点を創出し、市内中小企業等の職場を知る機会を創出することで、学生に市内企業に対する理解向上及び就職意欲の向上を図り、市内企業への就職を促進する。

ア 対象者：(参加企業) 市内に本社若しくは事業所がある企業

参加企業は6社程度集めるものとする。

(学 生) 参加者を20名程度集めること。

イ 実施期間：令和9年2月までの間に1回以上実施。開催時期は、委託者と協議すること。

ウ 企画詳細：当事業の目的達成のための効果的なもの（提案事項）

エ その他：

- ・本事業の開催場所は、原則、市外に限る。多くの学生が集まるイベント等に合わせて実施するなど、効果的な開催場所や日時等を設定すること。
- ・本事業の対象となる学生の募集は、効果的な方法によって実施すること。

(2) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
- ④ 市が実施する就職支援サイト「ぬま job」や奨学金返還支援制度、移住・就業支援金等の就職支援関連事業の周知について、連携して実施すること。
※沼津しごと応援サイト「ぬま job」 <https://numa-job.net/homes>
- ⑤ 受託者は、本業務の実施にかかる一切の経費を含めること。

5 実施体制

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、学生と企業の交流会に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達すること。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設ける等、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して適宜報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

6 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※事業終了後、速やかに報告書を提出すること。

(内容) 募集チラシ、現場写真、結果報告、参加者アンケートの分析結果、その他関係資料

7 業務委託料の支払

委託者は、受託者から提出された完了報告書により、業務の執行を確認し、受託者からの適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

8 業務実施上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者承諾のうえ、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(2) 業務遂行上の不測の事態

業務遂行上、不測の事態が発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。